

久御山町手話施策推進方針

あたたかい手の言葉でつながる心久御山町手話言語条例（平成30年久御山町条例第30号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定により、本町における手話施策を推進するための方針を次のように定めます。

第1 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策（条例第5条第1項第1号）に関する方針

住民だれもが手話に触れ、手話を身近なものと感じることが大切です。手話を理解することで、ろう者をはじめとする聞こえに不自由を感じる人たちに対する理解が深まります。住民がともに助け合い、支え合う共生社会に向けて、手話の普及啓発を図ります。

第2 手話を使用しやすい環境の構築のための施策（条例第5条第1項第2号）に関する方針

ろう者の日常生活や社会生活において、手話で意思疎通を図ることは安心につながります。町役場をはじめとして、町内のあらゆる場所で、いつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。

第3 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策（条例第5条第1項第3号）に関する方針

平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障害がある者にとって日常生活、社会生活を営む上で障壁となるものに対し、必要かつ合理的な配慮が求められています。あらゆる住民の基本的な人権を尊重するため、ろう者への手話による意思疎通に努めます。

第4 手話通訳者の確保及び養成支援に関する施策（条例第5条第1項第4号）に関する方針

手話通訳者はろう者と聞こえる人の意思疎通を担うとともに、ろう者の生活も支援しています。手話通訳者の養成を継続的に取り組むとともに、手話通訳者の派遣などの充実を図ります。

第5 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項（条例第5条第1項第5号）に関する方針

この推進方針は、ろう者をはじめとする聞こえに不自由を感じる人たちの日常生活、社会生活に関わる方針です。部局横断して全庁をあげて取り組みます。各施策の推進に関し、手話施策推進会議で実施状況を検証し、必要に応じてこの推進方針を見直すこととします。

久御山町手話施策推進方針に基づき実施する取組

あたたかい手の言葉でつながる心久御山町手話言語条例（平成30年久御山町条例第30号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定により策定する推進方針に基づき実施する取組を次のように定めます。

第1 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策（条例第5条第1項第1号）の推進に関する取組

- (1) 手話の出前講座を実施して、職員が地域や事業所、学校などに出向いて説明します。
- (2) 久御山町ろうあ協会や手話サークルなどと協力して、住民が手話に親しむことのできるイベントを開催します。
- (3) 手話や聴覚障害に関するパンフレットを発行します。
- (4) 広報くみやまに手話などに関する記事を連載します。

第2 手話を使用しやすい環境の構築のための施策（条例第5条第1項第2号）の推進に関する取組

- (1) 町内に勤務する人を対象とした手話講習を開催します。
- (2) 窓口対応を行う町職員を中心に手話の庁内研修を実施します。
- (3) 町内の店舗や事業所、医療機関などに耳マークの普及を進めます。

第3 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策（条例第5条第1項第3号）の推進に関する取組

- (1) 町が主催する住民参加行事に手話通訳や要約筆記を設置し、障害の有無に関わらず、行事に参加する機会を提供します。
- (2) 聴覚障害児・者及び家族への相談・支援体制を充実します。

第4 手話通訳者の確保及び養成支援に関する施策（条例第5条第1項第4号）の推進に関する取組

- (1) 手話通訳者の養成に向けて、久御山町ろうあ協会と連携して手話奉仕員養成講座を開催します。
- (2) 町独自に手話通訳者登録・派遣制度の構築を検討します。
- (3) 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と連携し、手話通訳者の派遣業務を充実します。
- (4) 手話通訳者の新型コロナウイルス感染防止対策を用意するとともに、補償保険に加入します。

第5 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項（条例第5条第1項第5号）の推進に関する取組

- (1) 本町のすべての部署では手話施策推進方針に基づき事務事業を行います。
- (2) 新型コロナウイルスの感染対策として、ろう者とのコミュニケーションでは透明な飛沫防止具を使用し、必要に応じて筆談を交えるなど顔の見えない意思疎通に戸惑うことがないように配慮に努めます。